

淀川水系流域委員会 第7回環境・利用部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

宗宮部会長 川上委員 田中真澄委員 寺西委員 西野委員 和田委員

日 時：平成 15 年 10 月 15 日 (水) 13:00 ~ 16:50

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。委員が定足数に2人足りませんので、配付資料の確認等から少し入らせて頂きます。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、配付資料を確認させていただきます。

「発言にあたってのお願い」、この黄土色の紙です。資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ(案)」、こちらは10月13、14日に、委員の方には中村部会長代理または庶務からメール、ファクス等で送られているものがありますが、そちらから若干修正が入っております。修正の入った場所には追加、修正等がわかるような形で記載しておりますので、ご覧下さい。こちらが資料2-1-1です。あと資料2-1-2、2-1-2追加というのがそれぞれ1枚ずつあります。こちらは、この資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ(案)」のちょっと前のバージョン、10月13、14日に中村部会長代理から送られたものですが、この案に対して委員の方から寄せられた意見をお配りしております、有馬委員、榎屋委員、谷田委員からの意見が掲載されております。

そして、資料2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)-河川整備の方針について-」ということで、こちらは9月30日の委員会に出された意見書の素案と同じ内容です。資料2-2-2、こちらは資料2-2-1の意見書素案に対して今10月13日締め切りで行っている委員の方からの意見募集に寄せられた委員の意見を項目別に並べたものです。資料2-3、こちらは「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」ということで、整備内容シートの方に寄せられた委員の意見をまとめたものです。環境と利用とダム、あと関連施策のシートへの意見を並べております。資料3、こちらは「9月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

参考資料1、こちらは「委員および一般からのご意見」です。前回委員会以降に寄せられた意見を掲載しております。前回の委員会以降、8件の一般からのご意見が寄せられております。参考資料2、こちらは基礎原案に対して委員から寄せられている意見です。参考資料3「整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料」ということで、こちらは具体的な整備内容シートに寄せられた委員の意見の中から、各シートにまたがるような全般的な意見と思われるものを庶務が抽出したものです。参考にして頂くためにということで、参考資料3としてお配りしております。

あと、一般傍聴の方のみですが、共通資料として「淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料」をお配りしております。なお、参考資料1と資料2-3につきましてはカラーの資料が一部入っております。一般傍聴の方には白黒の資料として配付しておりますので、カラーのものをご覧になりたい方は、受付に閲覧用がありますので、そちらをご覧下さい。

あと、委員席のみになりますが、倉田委員より寄せられた意見をコピーで配付しております。環境・利用部会とりまとめ案への意見と基礎原案に対する意見で、3枚お配りしております。準備の関係もありまして一般の方にはお配りできておりませんが、受付の方でご覧になれます。

また、委員席及び河川管理者席の机上に、審議の参考として頂くために幾つか資料を置いております。1人1冊置いているものとしまして基礎原案、基礎原案に係る具体的な整備内容シートがあります。具体的な整備内容シートにつきましては9月18日に各委員のお手元に郵送した資料になっております。一般の方々に希望される方には、白黒コピーまたはCD-ROMを1人1冊に限ってお渡しすることができますので、お渡しするのは後日になりますが、希望のある方は受付にお申し出下さい。

また、1テーブルに1つ置いているものとしまして、9月5日の委員会に提出された各部会のとりのまとめ案、委員会及び各部会に文書で提出された説明資料第2稿に関する意見をとじた資料、提言冊子、住民参加に関する提言の別冊、河川管理者説明資料関係ファイル、過去のワーキングで出された説明資料、あとは具体的な整備内容シートに対して寄せられた委員からの意見で、これは資料として配付をしているものは環境・利用部会に係るものだけになっておりますが、全シートに対する意見は机上資料として置いております。

次に、前回委員会以降、一般の方から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。参考資料1をご覧ください。

9月30日以降、8件の意見が寄せられておりますが、一般の方からの意見として「余野川ダムの検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見書、9月5日提出の淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見、以前に寄せられた「大津放水路二期区間(5河川)の継続実施に係る要望書」に関する、これまでの浸水氾濫状況資料というものが追加で届いております。ただ、こちらはカラーの地図が添付されておりましたが、サイズの関係で掲載を省略させて頂いております。受付に閲覧用を置いておりますので、そちらでご覧頂きますよう、よろしくお願いいたします。

あとは「水需要精査についての質問」と題する意見、「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)』に対する意見とお願い」という意見書、自然を大切にする施策に賛成、ダムは必要ないといったご意見、宇治塔の島の景観・環境復元の要望、「『淀川水系河川整備計画』に関して質問および意見」という文書等が寄せられております。審議の参考にご確認頂ければと存じます。

あと、発言にあたってのお願いを申し上げます。本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読下さい。なお、委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後に議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上でご発言下さいますようお願い致します。また、携帯電話等をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますよう、ご協力願

いたします。

本日の部会の終了時刻は、予定では16時となっております。この時刻に終了できますよう、ご協力の方よろしく願いいたします。

1名、定足数に満たないのですが、資料1の委員会、各部会の状況報告に入らせて頂いてよろしいでしょうか。

宗宮部会長
お願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)
[省略:資料1、資料3の説明]

宗宮部会長

環境・利用部会も、部会としては最後になるだろう思っております。最終の詰めの段階に至っているところです。

庶務から説明がありましたが、10月29日の委員会に向けて、テーマ別部会としても詰めるところを詰めなければならないということになってきています。特に、部会意見のまとめを意見書につけるということになりました。ですから、9月の時点で出させて頂いた部会としてのとりまとめを再度確認して頂いて、ご意見を頂かないと、意見書につけるわけにいかないということになりますので、詳細にご検討頂きたいと思っております。本日出ましたいろいろなご意見は、この後に作業部会がありますので、その作業部会の中で整理をして仕上げるということになると思っております。

本日やるべき仕事は、環境・利用部会のとりまとめ案をどうするかということと、それから意見書の素案が出ておりますので、それに向けて、意見を確定するという事です。また、整備内容シートについても各委員の方々からご意見を頂いております。かなりの数になっておりますが、それについてもご意見を頂いて、まとめる方向で作業に入るということになっております。テーマ別部会としてもう一度、環境と利用の部分、或いはまた環境・利用も含めた他の部分と共通するような部分についてのご意見も整理するという事になっておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、「部会とりまとめについて」から始めさせて頂きたいと思っております。資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ(案)」です。前回の委員会で部会のとりまとめ案を意見書に添付することになりましたので、我々としても意見とりまとめをつくり上げなければならないことになったのは、今申し上げた通りです。部会とりまとめ案は、西野委員、中村委員に詰めて頂きました。本日は皆さまからご意見を頂いて、訂正すべきものは訂正する、或いはまた追加すべきものは追加するということをしていきたいと思っております。主要な点につきまして中村委員の方からご説明頂きましょう。よろしくお願いいたします。

中村部会長代理

9月30日の委員会で、部会のとりまとめ案を意見書の一部として取り込むということになりました。しかし、前回までの整理では不十分だということで、作業が必要になってきたということです。

それから8月25日、前回の環境・利用部会でのやりとりで幾つか具体的に修正しなければならない点が出ました。それは、環境・利用部会で言っている「保全」という言葉の定義についてはしっかり、一貫した定義が必要ではないかということが第1点でした。

それから第2点目が、河川管理者側と流域委員会の委員との間のやりとりで、例えば地域指定のプロセス等について、十分に波長が合っていなかったということでした。そこで、前回までに、項目としては流域全体の河川環境整備の戦略というところに手段とプロセスという記述があったのですが、これは書き直しをしましょうということが2つ目の点だったということです。

それから、3つ目の理由ですが、お手元にある意見書(素案)の中の環境、利用に関する記述が、環境・利用部会のとりまとめよりも後に出てきているのです。ですから、意見書の記述に沿ったものにならないと最終的に意見書に添付される書類にならないということで、意見書の記述を部会のとりまとめにきちっと反映することというのが3つ目の理由でした。

あとは、整備内容シートの中で具体的に記述されるものについては、あえてこのとりまとめの中で項目を立てて記述する必要はないのではないか、或いは、全体として整合性がないのではないかというようなことがありました。そういう具体的な理由があって、このとりまとめ案の書き直しという作業が出てきたということです。

お手元の資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ(案)」をご覧ください。「環境・利用部会意見(案)」にしています。

「基本的な考え方」はパラグラフが4つあります。第1パラグラフは、環境が河川法に入ってきたことによって、こういう取り組みが必要になってきたというようなことを書いています。第2稿に対するとりまとめ案と今回のバージョンで決定的に違うのは、前のバージョンは第2稿までの河川管理者側からの見解に対しての意見だったのですが、今回は基礎原案に対しての意見になりますから、既に基礎原案に取り込まれているものについては、記述する必要がなくなってきているわけですから、削減してあります。

1ページ目の第2パラグラフでは、基礎原案の基本的な考え方で、提言及び部会の議論を反映して評価できるという部分を書いてあります。

第3パラグラフは、幾つか課題が残っていますということを書いております。

それから、4番目のパラグラフですけれども「一方、河川利用について」では、特に利用の部分を別書きして、評価できることと課題ということを書いております。

「1.基本的な考え方」の最後の短いパラグラフでは、「以下、自然生態系の保全、回復に向けた取り組み、河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築、利用をめぐる河川整備の方針等について意見の詳細を述べる」ということです。

それから、「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」です。ここが一番重要なところだと思います。特に第1パラグラフで、これまでいろいろな議論があって、今回特に河川法の改正で河川環境というものを取り上げていくということになりましたので、生態系の保全、或いは保全事業、保全整備といった言葉が出てきます。「河川環境は、水質、景観、自然生態系といった様々な要素より成り立っており、それらを個別に切り離して『保全・整備』の対象とすることは出来ない。その中でも特に重要なのは湖沼や河川そのものが形成する自然生態系であり、その保全無くしては望ましい水質や景観を実現することは出来ない」ということが共通の認識で、今回のいろいろな議論の帰結として出てきていると思います。ここから先は西野委員に手伝って頂いて、もう少し具体的に保全という言葉を出そうということで次の文章を記述しました。「『保全：conservation』とは、『生態学的法則性を明らかにして、自然と開発の調和を求め、開発においても自然法則に反しないようにすること』と定義され、保護しなければならない自然の保存(preservation)や、破壊した自然の回復(reclamation)とは別の概念である」ということで「『多自然型川づくり』から脱却した新しい『保全・整備』のあり方を追求していかなければならない」ということと、具体的な保全の手段や手法が書かれています。

次のパラグラフの導入部としては、「現状をそのままにして『保全』を実現することが不可能のほど危機的な状況にあることも確かである」ということで、基礎原案で示された「自然生態系回復のための積極的な事業が推進されねばならない」ということも事実だろうと思います。

次に、「保全生物学では、様々なタイプの劣化した生物群集や生態系を復元する4つの主要な方法として、『放置』、『復元』、『部分的修復』、および『置換』を挙げている」とあります。放置という言葉はあるのですが、人が手を入れる必要があるのかどうかというようなことも含めて判断しなければいけないということと、いろいろな状況に応じた対応の仕方を考えていく必要があるのではないかと思います。整備内容シートにいろいろな計画案が出ていますが、いろいろなご意見が委員から出ているというのは、こういうところに依拠しているということだと思います。

総じては、基礎原案に記述されているような「できるだけ自然流況に近い流況を実現するよう運用する方向で検討を行う」、「横断形状および縦断形状の連続性を確保する」、「関係機関と連携して検討する」というような考え方が非常に重要で、そこは評価していく必要があるのではないかと思います。

それから、手段とプロセスの部分ですが、地域指定のプロセスとしての時系列的な取り組みというような抽象的な記述はやめて、順応的手法という言葉が委員会と河川管理者の間で共通の認識でしたので、そこを具体的に展開したらどうかということで、皆さまから挙げて頂いた意見を整理しました。

最初の文章を読ませて頂きますと「『基礎原案』が目標とする河川環境は、実施すべき河川整備の方向性を示しているものの、未だ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっている」としています。これは河川管理者が、というより、我々も不十分な議論しかできていなか

ったと思います。目標を実現するためには、達成度を具体的に評価する指標を速やかに検討・作成し、順応的な手法を採用して常に確認しつつ整備事業を行い、そのためにはモニタリングを行ってフィードバックをするということです。その具体的な評価指標として、例も挙げさせて頂いているということです。

さらに、具体的目標の設定と順応的手段は矛盾するものではなく、生態系の本質そのものがこういう側面を持っているということで、順応的手法が重要になってくるわけです。しかし、もう少し具体的に評価することが重要であること、データを共有して流域全体を常に視野に入れつつフィードバックすることが必要だということで、下線部の具体的な手法を私のドラフトに追加して頂きました。これについても、今日、議論して頂きたいと思えます。

最後は、生物・化学・物理環境数値データだけではなくて、生物指標、画像情報、シミュレーション解析、さらには水系・流域別環境資源目録マップ、これは委員会の中でこういう言葉が使われていましたので、ここに入れたということです。

次の統合的管理システムについては、前回のとりまとめでは項目を立てて、箇条書きでたくさん書いてあったのですが、基礎原案の方でそういうことも取り込んで頂いているということで、コンパクトにまとめさせて頂いたということです。

この第1パラグラフの後半部です。基礎原案の水質の部分には、統合的な流域水質管理システムの構築を目指すということなのですが、水質だけではなくて、2で述べた生態系、或いはそれに関わるような河川の生物、物理、科学的な情報を入れていくということです。一番下の文章、「こういった流域全体を視野に入れた試行錯誤は、『水位・水量が生態系や生物多様性に与える影響を経常的に把握し、総合的に検討する仕組みや場の設定』、或いは、『水位・水量・生態系の統合的管理に向けてのシステムの具体化』、『環境を総合的な視点から、それぞれの位置付けを明確にした個別事業の検討』等について求められる。」とあります。依然として、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会という言葉とかりバー・オーソリティーという言葉が残っているのですが、これも、本日の議論の対象になると思います。

それから、「個別事業と流域全体の事業」なのですが、これはあえてここに入れた方がよいのではないかと思いました。というのは、個別事業が整備内容シートに出ているのですが、それと全体との関係性を具体的なシステムとして持った方が長期的によいのではないか、或いは、計画が進む初期の段階では難しいにしても、徐々にそういう方向に考えていく必要があるのではないかということです。例えば「(琵琶湖から大阪湾までを含めた流域全体、水量・水流・水温・流砂)」ということも含めて、「一連のプロセスに関する情報が積極的に公開され、広く共有される」ということは必要ですし、自治体とも共同ということもここに入れて、他の例えば住民参加だとか、或いは他の地域部会との接点をここに置いたということです。

4番目は「利用をめぐる河川整備の方針」なのですが、これはほぼ利用班で書かれて頂いたことを榊屋委員に原稿を頂いて、それを書かせて頂いたということです。「水面利用」「河川に関わる環境教育」「河川敷利用・迷惑行為対策等」と書いています。それから、こ

これから先は今日議論して頂きたいのですが、「舟運」「漁業」「景観について」が出てきています。水面利用、河川に関わる環境教育、環境教育は議論があると思いますけども、河川敷利用・迷惑行為等については、これまでの議論で認識は一致していますので、若干残っている課題を整理したということです。舟運については、我々の方でも十分議論しているわけではないのですが、例えば淀川に関する舟運の話はあるのですが、琵琶湖、或いはこの間のフォーラムの時にありましたように疎水ということもあるのかなという気はします。

それから、本日、委員のご意見を頂く必要があるのは漁業なのです。漁業は、営みとしての漁業ということだけではなくて、魚という自然生態系を反映する具体的な生物指標としての重要性も含めて、漁業そのものの役割が、生業としての漁業以上のものがあるのではないかと、そういうものをどのように位置付けていくのかということが、琵琶湖部会でも議論がありましたし、委員から記述が足りないのではないかとという意見もあります。これが課題になると思います。

それから、景観の位置付けなのですが、利用の中に景観を入れて、「(以下の記述等をどこにどの様に挿入するのが良いか不明?)」と書いたのですが、これはむしろ環境の方に位置付けた方がよいのかと思いました。特に、委員方の意見の中に出てきているのですが、生態的特性というか、景観生態学という言葉があるのですが、生態的機能がきちっと機能していて初めてよい景観になるということがありますので、そういうことであればむしろ前の方に持っていった方がよいのではないかと思います。

それから最後に、「さらに検討すべき主な事項」ということで、技術的な改善とか法整備ということがあります。それから、河川レンジャー、或いは「流域住民に周知徹底」、これも琵琶湖のちょっと具体的な「内湖や水田との連続性」とか外来種の問題ということをここに書かせて頂いたということです。

以上が、ここに至る経緯と、内容のポイントということになります。

宗宮部会長

皆さまは全く新しいものが出てきたのではないかとお考えになったかもしれません。ただ、目標やその戦略、指標、或いは地域性、ゾーニングのような話を一般化してわかりやすく整理していったらどうだろうかということで、整理して頂いたということです。第1から第5まで、5つに分けて頂いたということになっております。

順番に前の方から、皆さまの方からご意見を伺えたらありがたいと思います。最初のみ基本的な考え方のところは、それほど大きな変化をつけずにつくって頂いております。特に頂けるご意見があったら、ご指摘があったら頂きたいと思います。

榎屋委員

漁業について、琵琶湖部会でいろいろ議論が出ているというお話がありました。部会とりまとめ案の基本的な考え方の最後では、漁業というのは、結局漁獲量の増加ということ

しか言ってないのです。ですから、漁業そのものをモニタリングとして活用するという記述が要るのではないかと思います。皆さま議論しないといけないことではないかと思います。

倉田委員

後にも出てきますから、その時に述べます。

寺川委員

漁業については、環境の部分でもきっちり押さえておく必要があると思っています。「河川環境への配慮が」という表現だけでは、弱い感じがするのです。その辺、適切な表現にして頂き、後の漁業についてもきっちり書いて頂くようお願いしたいと思います。

寺西委員

なかなか流域委員会、環境・利用部会で出席できずに全体の流れに追いついていけないので恐縮なのですが、ひとつご質問をよろしいでしょうか。

先ほどの中村委員のご説明は明快でわかったのですが、非常に重要な論点の1つだということでご説明があった保全の定義の一文がよくわからないのです。保全は「保護しなければならない自然の保存(preservation)や、破壊した自然の回復(reclamation)とは別の概念である。」として、そしてその後に「河川管理者を含む関係者は、上記の『保全』の定義を十分理解し、従来」の「『多自然型川づくり』から脱却した新しい『保全・整備』のあり方を追求していかなければならない。」と書いてあるのですが、中身がよくわからないのです。

つまり、プリザベーションとかリクラメーションとは別の概念として、自然生態学的法則性に反しないようなあり方を求めている概念がコンサベーションだということ、その概念の違いを、明確に認識しなさい、その上で新しい保全の整備のあり方を追求しなさいと書いてあります。この別の概念として認識するというのが、中身としてはどういうことなのかがわかりにくいと思います。

そこをちょっと教えて頂きたいのが1点です。もう1つは回復という言葉と復元という言葉、或いは修復という言葉があります。私も今、環境再生のいろいろ研究会をつくっているのですが、言葉をどう使ってよいかわからないので困っているのを教えて頂きたいのです。回復と復元、これは英語では、リクラメーションとレストレーションとなります。

ところが、漁業の件で先ほどの問題のあった7ページへ行くと、河川環境の保全・復元を求めており云々となって、今度は「横断方向・縦断方向の連続性の回復といった」というように、復元と回復と修復が必ずしも全体を通じて使い分けられていないので、その辺をどのように使い分ければいいのか。よろしくお願いします。

西野委員

十分に中村委員と協議する時間がなく、誤解を生じさせて申し訳ないのですが、ここに書いてある保全、保存、回復というのは別の概念なのです。この3つの概念が全部あって初めてその自然保護というのは成り立つというような考え方なのです。

寺西委員

自然保護というのは一番大きな概念ですか。

西野委員

はい。これは古い考え方なのですが、自然保護というのは、全く手つかずで保護しなければならないものがあって、その次の段階で、ある程度人の手が入ったところについては保全ということで、それがもう非常に劣化した状態の場合は回復をすることです。その場所場所によってそれぞれ対応の仕方を変えていかないといけないということです。場所場所でその3つをうまく組み合わせてやるのが総合的な保全と言ってはおかしいのですが、自然保護の基本的な考え方とご理解頂いたらよいと思います。

ところが、最近また保全生物学といって、自然を回復するのにかなり積極的に生物学的にやっ払いこうという学問が発達してまいりまして、そういうところの考え方の中で、では、その自然を回復するにはどうしたらよいかということで、幾つかの復元の方法というのが考えられているということはあります。それは、必ずしも十分整理がされてなくて、今のところはこういう考え方がある、こういう考え方もあるといって、それぞれ自分たちの言葉を使っているわけですが、もともと外国から来た学問のために、十分日本語としてもコンセンサスが得られていないということです。日本語に翻訳する時の混乱の問題と、概念的な問題というのが、十分整理されてない状態だとお考え頂けたらよいと思います。

寺西委員

今のご説明は、筋の通った概念の区分けだと思いますが、もしそうだとすると、とりまとめの中で、言葉の使い方がその区別に沿って首尾一貫して書かれていないと思います。そのように区別されるのでしたら、生物群集や生態系を回復するというのは大きい概念で、回復する方法の中に、ノーアクションでも回復するようなタイプのところと、それからレストレーションということをやってやらなければならないところと、それから部分的にリハビリしてやればよいということと、どうしようもないからもう他に転換する、リプレースメントするという4つがあるということでしたら、2ページ目の「復元する4つの主要な方法として」という、復元する4つの方法というところは、回復する4つの方法として放置、復元、修復、置換と言葉を整理して頂いた方が、言葉の重複がなくなると思います。タイトルにしても「自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」の中に、プリザベーションが抜けているわけです。ですから、言葉の首尾一貫性みたいなものが整理される必要があるような気がいたします。

それから、コンサベーションとプリザベーション、それからもう破壊してしまったところは何かの形で回復事業をやってやらなければならないということでしたが、いわゆる保全事業を進める時には、3つの関わりのバランス、或いはそれらの概念の違いを考えて、やりなさいというようなことを説明的に書いて頂かないと、どのようにすることが新しい保全事業のあり方かはわかりにくいと思います。

中村部会長代理

寺西委員のおっしゃる通りです。私も同じことを考えていました。もう1つは、今日の議論を踏まえてどのようにまとめ上げるかは、統一した見解を出して頂くための作業が必要かなというのが私の認識です。

榎屋委員

「replacement」という言葉がありますが、極端なことを言えば、外来種モリプレースメントになるわけですか。

西野委員

そういう意味ではなく、例えば森林を伐採して、その森林に戻すというのが難しい場合は、草原でよりよい状態を維持するというようなことを置換と書いているわけです。

榎屋委員

熱帯雨林がどんどん切られて、それで焼き畑にしてとか、それも許すということなのでしょうか。何かちょっと私は問題があるような気がします。

西野委員

いろいろ議論があるところだと思います。手法としてこういうことがあり得るとご理解頂きたいということですね。

和田委員

全体的に非常に格調が高いのです。これはとりまとめ案ですよね。生態学的な特異性は桂川と琵琶湖では違うとか、そういうことがあるのではないかと思います、同じ現象に関しても。ですから、生態学的な法則並びに経験則とか、その場における、というくらいの記述にしておいてくれた方がよいのではないかと、というのが私の意見です。

山本委員

全く私も同じような感想を抱いていました。ちょっと難しいなと思いながら聞いているのです。できれば、部会で議論してきたことを踏まえて欲しいと思います。例えば今日は

具体的な整備内容シートに関する意見というのも皆さまに出して頂くようお願いしているわけです。そういったものの指針になるような、わかりやすい、環境・利用の面からのとりまとめであって欲しいと思います。やはり指針になって欲しいと思います。

とりまとめ案というのは、河川整備計画基礎原案に対して、ここをこうなさいというような意見書であると同時に、一般の方にも簡単に易しく、わかるようにして頂きたいというのがあのです。できれば、難しい言葉が並んでいるよりは、具体例に沿って、審議してきた内容に沿って易しく書いて頂けたらというお願いです。

本多委員(他部会所属)

定義というのは大切な話だとは思いますが。私も大学の授業で自然保護の定義を言う時にはプリザベーションとかコンサベーション、こういう話はします。しかし、流域委員会としての意見書のとりまとめでは、河川管理者に対しては、川の守り方にはいろいろあるのですよと、こういうところでは保全しなければいけないのですよ、こういうところは保全、保護という考え方、こういうところでは回復とかいうやり方が必要なのですよということを理解して欲しいという意味で、恐らくここはあるのだろうと思います。もう少し、そのやり方にはいろいろなものがあるのですよというのをわかりやすく書いた方が、私はよいだろうと思います。

決して、河川管理者に自然保護の概念についての講義をしようというわけではないと思いますので、もう少し市民の人たちも読んでわかるような、いろいろな方法があるのですよという、その方法はこういうものがあるのですよと書いた方が、私はよいのかなと思います。

中村部会長代理

定義を部会とりまとめ案にあえて入れた理由は、まさにこういう議論をして頂きたかったということなのですね。生態学をやっておられる方々自身の間でもいろいろ試行錯誤をやって、人間と自然のつき合い方の中で、まだまだ知見なり経験なりが十分なところでもないわけですから、どうやって記述していくのか、どういうことを流域委員会として盛り込んでいくのかという非常に重要なところだと思いますね

ただ、だれかが作業をやらないといけないわけです。「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」の部分の記述をどのように進めていくのかということですが、私は作業部会のメンバーでもあるので、一定の責任を持とうと思いますけども、こういう記述だったらわかりやすいというご意見を少し具体的に出して頂けますか。それを担当分野の委員方と相談してとりまとめようと思います。

宗宮部会長

時間的な余裕はありますか。

中村部会長代理

早急に意見を出して頂ければ、大丈夫だと思います。今、ご意見を出して頂いた方に、その書き方としてこういう工夫をしたらどうだという意見を具体的に書いて出して頂くということを前提に、具体的な手順なり方法を決めようと思います。休み時間に、決めようと思います。よろしくお願いします。

山村委員

3ページから4ページにかけてのゴシックで書かれているところですが、なかなか難しいと思います。

一見したら明らかになるように、琵琶湖淀川水系についてかいた図があるのです。それを別紙で添付すれば、わかりやすいと思います。

例えば、4ページの下線のある行の下から2行目で「水文データ等」というのがありますけれども、これは魚類のデータ等も入っているのでしょうか。もし、水文にそれが入らないならば、漁業のデータ等も、この中に入れたらよいのではないかとは思いますが。「水系・流域別環境資源目録マップ」のサンプルがありますので、それを添付したらわかりやすいと思います。わかりやすくしたらどうかと思っております。

宗宮部会長

資料を意見書に添付するというのは、それは1つの方法だとは思いますが、図を1つつけてみようという提案がありましたが、他の部会との関係もありますので、どうかなということもあります。

山村委員

補足いたしますと、先日新聞でも出ておりましたが、地震等におきまして、堤防の近辺で液状化が起こるということが載っていました。それによって堤防が破壊されて起こるといようなケースがありますし、全国でもいろいろ調査したことはありますけれども、ダム立地サイトについては非常に断層が多いところが多いわけですね。結局、今の線を引き張ったところの中で地形図とか地質図というところに、断層とか、非常に液状化する恐れのあるところの地質の情報、データがありますと、例えばここでダムサイトとしての立地の可能性があるのかというフィージビリティスタディーをやる時の参考になります。それから堤防を強化するとか、或いは堤防をつくるかという時に、先ほど言ったその液状化の問題でどうなるのかというようなことが、その検討をする前に一応わかるのではないかと思います。そういう点で、これは非常に重要な部分だと思います。ただ、難しいからもうちょっとわかりやすく書いて頂いたらということです。

寺川委員

私も、とにかくわかりやすく書いて頂くのが第一だと思います。後で読んでわからない

文章であれば、理解は広まりません。その点、図を入れるというのは賛成です。わかりやすい資料であればできるだけ添付しておいて、それを参考に皆さまが理解できる、共有できる内容にして頂きたいと思います。

宗宮部会長

この一番の趣旨は、環境に関わるいろいろな事象を、流域として上流から下流まで見られるようなものとしてのデータベースを保持しておいた方がよいのではないかとことだろうと思います。いろいろな地形図であったり植生図であったり、或いは水文データが階層で出てくるわけなのですが、それを、GISでどうのこうのと書くとややこしいということであれば、例えば水系の環境資源目録マップを出すことは可能だろうと思います。

ただ、多分に気になりますのは、やはりこういうのはスタティック(静的)なデータなのです。自然そのものはダイナミックにどんどん変わっていってしまいますから、やはり時系列的にきちっとしたデータがないと困るということはあるわけです。ですから、目録マップの中である程度時系列的に変化しているのがわかるようなものがあれば、そのようなものを添付すればもっとわかりやすいと思います。

中村部会長代理

「目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応」ということは非常に重要なところですし、この題でよいのではないかと思います。

一番議論になっているのは、モニタリングによる順応的対応というのは、抽象的な一般論としてはわかっているような気がするのだけでも、一体どうやってやるのかということで、それについてはやはり具体的なことを書かなければいけないのだろうと思います。ただし、どれくらい書き込むかということが、その仕組みができていないので、わからないのです。そういうことを検討するワーキング部会等ができてくるということであれば、そこに任せればよいわけなのですが、その辺がまだはっきりしてないので、順応的対応の手段については、やはり踏み込んだ書き方をしておかなければならないということで西野委員の方から意見が出てきたということだと思います。

ただ、網羅的に書く必要もないですし、いずれはフォローアップされるのだという認識のもとでコンパクトに書くことにしたいと思います。ですから、3つパラグラフの2つ目の後半に下線部が入ってきましたので、後半に入ってきた下線部と最後のパラグラフを合わせて3分の1くらいにしたコンパクトなものにして、趣旨がわかるようにするという整理の仕方で行ってみようと思います。

田中真澄委員

今の議論も非常に大事なのですが、河川管理者側にこのまとめについてお聞きする必要もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

宗宮部会長
わかりました。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

4ページの、2の最後のパラグラフに「河川環境自然再生化計画」という言葉が出てくるのです。これを「全体計画のなかに適切に位置付けること」ということが、まだよくわかってないのですが、全体計画というのは河川整備計画のことなんでしょうか。自然再生化計画の中身もよくわかってないのですが、恐らく指標を定めるとかといったことを指しているのではないかとも思いますが、それを河川整備計画の中にきちんと位置付けるべきだと言っているのか。もう少し教えて頂ければと思います。

中村部会長代理

提言の「4-2 河川環境計画のあり方」の中に、「河川環境計画策定上の留意事項」ということで、1)が4-4ページで「川や湖の自然のダイナミズムを許容する河川整備」とあります。それから、2)が4-5ページにあるのですが、「多自然型川づくりからの脱却」とあります。それで、3)が『河川環境自然再生化計画』というところで、基礎資料として1960年代前半の河川の状態を検証し、個性を把握して目標を定めるとあります。それで、目標としては点が4つばかりあって、目標の設定については、パートナーシップで行い一定期間ごとに見直すことが望ましいということで、自然再生化計画ということの大まかな定義はそこで出てきているのですが、ここから先の例えば順応的な対応だとかモニタリングだとかフィードバックの部分が、提言の方であまりないですね。

それで、この提言以降の様々な議論の中で、河川管理者側と委員会の間でやはり順応的な対応ということをやっていく必要があるだろうという意見が出されました。ただ、順応的な対応がきちとした定義なしにやられれば、いろいろな問題が起こってくるだろうと思われま。情報をきちと整理する必要があります。そのためにはやはり情報の定義が必要だということがまず1点あります。それともう1つは、全体像がわかるということが大事なのだということです。個々のことはわかっていても全体像がわからなければ、全体で順応的な対応になっているかどうかはわからないという問題はあるだろうということで、「河川環境自然再生化計画」に関する部分がつけ加わってきたということだと思います。

そういう意味でいきますと、「河川環境自然再生化計画」のおぼろげな像は出てきたということと、それをどういう手段で試行錯誤して追求していくかというようなことが今の議論を受けた方向としてとりまとめで出てくればよいのではないかと思います。

結論としては、あまり個別技術的なことを書く必要はないですし、あえて言えば、提言で言っている「河川環境自然再生化計画」を具体的な計画として熟度を増していくような方向を書いていくというのが、このとりまとめの方針かと思えます。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

確認なのですが、以前に、全体の個々の箇所について、河川環境の保全、再生のためにやらないといけないことを現時点で全て計画としてとりまとめよというようなお話が一時ありましたけども、そのことを指しているのではないという理解でまずよろしいですか。

中村部会長代理

はい。

川上委員

提言の「河川環境の理念」とか「河川環境計画のあり方」を執筆したのは実は私でして、この「河川環境自然再生化計画」も私が考えてまとめたものです。とりまとめの作業のプロセスで、これはもともとは河川環境再自然化計画だったのです。それがどういうわけか自然再生事業といいですか、自然再生法の議論があった最中だったかもしれませんが、自然再生化計画と書かれてしまったという経緯があります。

河川環境再自然化計画というのは、児玉所長がご心配してらっしゃるような河川整備計画の中にきっちりと位置付けるような計画ではなくて、この前段には「多自然型川づくりからの脱却」という項がありまして、その中で、多自然型川づくりというのは全国的に1990年頃から展開されたけれども、極めて局所的な河川の修復の事業であって、河川を自然の回廊ととらえた、或いは流域とか水系でとらえた取り組みではなかったという反省のもとに立って、今後、1960年代前半の河川の状態を1つの回復の目標として設定をするならば、1つの河川を上流から下流まで流域として、或いは水系として見渡した計画性を持った事業の展開をして下さいという趣旨なのです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

基礎原案の中に、包括的に琵琶湖淀川水系における目標というのを極めて定性的に書かれています。そこから先の個別の指標というのを定めていけないといけないということもまた別のところに書いてあります。恐らく地域によって指標そのものも違ったり、或いは同じ指標でも目標にするレベルが違ったりということになるのだと思います。流域全体を見ながら、そういったことを定めていくこと、それが自然再生化計画の中身だと理解したのですが、合ってますでしょうか。

中村部会長代理

指標をつくり、目標を設定して試行錯誤しながら、徐々に1つの整合性のあるといえますか、自然生態系として望ましい機能を発揮するような河川整備計画に位置付けていきますということは、委員と河川管理者で齟齬はないと思います。そういうことでよいのだと思います。

ただ、実際にやってみた時に、当然どこかで齟齬が出てくる可能性があるんで、情報を共有するという事だとか、きちっとした指標を使ってモニタリングする、或いは全体を

把握するような仕組みをうまく導入していく必要があるということが付加的にここに入ったということです。どれくらい書き込むかというのは、委員で整理しましょうということです。

榎屋委員

基礎原案に対して、これはこうして欲しいという意見を我々はまとめなければならないのです。その視点が明確になっていないから、非常にわかりにくいのです。先ほども話がありましたけど、非常に難しい話になってしまっています。

山本委員

流域委員会では、わかりにくいからわかりやすくして下さいと河川管理者の方に一生懸命お願いしてきました。河川管理者が出して下さいの資料も、2年数カ月間に随分と、中学生が高校生でも読んだり見たりしてわかるような資料にして下さいとか、説明して下さいというようなことを言ってきて、最初の頃から随分変わったと思います。

それで、基礎原案とか具体的な整備内容シートは非常にわかりやすいのです。私たちの出した提言も最初は、ご専門の委員の方が書いて下さったものを見て、これは意味がわかりませんということを言って、説明をして頂いてきたわけです。書いて頂いたものに対する説明はわかるのです。そしたら、その説明の言葉の方で書いて下さいとお願いしたいのです。

そういうのがやはり親切ではないかと思います。いろいろな人が参加するというこれからの住民参加とか、河川管理者が何をやっているのかということが皆さまに見えて、それに対して意見を言うていくのもどのように言ったらよいのかというようなことで、例えばこういう資料に目を通す一般の方もいるわけです。できればアカデミックなご専門の委員方にまとめて頂いたものをおかみ砕いて、私たちに説明して頂いた言葉で書いて頂けたらありがたいと思います。

作業部会には私もお邪魔いたしますので、このように言って下さいというお願いをしたいと思います。大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

宗宮部会長

短い文章の中にいろいろなことを入れようとするから、専門用語が次々出て説明不足になってしまうというようなところがあるかと思います。

それから、先ほどの2行がどうしても必要かということ、なくてもよいのかもしれませんが、後で同じような説明が出てきておりますので。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

削除されるということであれば問題ないのですが、もし書かれるとすれば、それぞれの計画がどういうものであるかを書いて頂けると理解したらよろしいのでしょうか。

宗宮部会長

書くとなればもう少しわかりやすく中身を書く、取るのであれば取る。どちらかになると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

わかりました。その際には、自然再生化計画とともに、ここに書いてある全体計画という言葉の意味もわかるようにして頂ければと思います。

寺川委員

これは昨日の琵琶湖部会でも出ていたのですが、自然生態系と生態系という言葉が出てくるのです。生態系と自然生態系はどう違うのか、私もわからないのですが、統一しておいた方がよいのではないかと思います。

三田村委員

「環境・利用部会とりまとめ(案)」は、意見書の部会意見にあたるわけですね。部会意見は、基礎原案の第5章以降に対応するものだろうと私は理解しているのです。そういう意味においては、このとりまとめ(案)はあまりにも抽象過ぎて、どこに対して、どのように意見を言っているのかがわかりにくいのですね。

私は先ほどからのご質問がありましたとりまとめ(案)の「2.自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」というのは全面的に削除されてもよいと思います。混乱の理由として私が感じるに、書かれていることが生態学の中の概念で、それは河川生態系の概念とは違うように思います。一部は重なっていると思いますけども、生態学者がお書きになったもので、生態系と生態学とは全然違います。その混乱があるのだろうと思います。

1章の「基本的な考え方」の4行目にも水質、景観、自然生態系とありますが、私の概念では自然生態系の中に水質も入ります。あくまで生態学の中の概念が全部定義されて書かれているので、これは河川生態系を述べたものとは私は思えないのです。全部書き直して頂くか、或いは削除して頂くかが適当だろうと思います。

西野委員

これをわざわざつけ加えましたのは、前の環境・利用部会で河川管理者から、順応的に対応するのに、何故目標が必要なのか、目標と順応的な対応は矛盾するのではないかというご指摘がありました。それで、私もかなりくどいなと思いつつも、河川管理者の質問に対する説明を書いたら、かえってわかりにくくなったみたいで申し訳ないのですが、意図しているところは、目標を立てるといふことと順応的手法というものは矛盾するものではないということです。

宗宮部会長

第2章は要らないのではないかという話が出てまいりましたが、この辺についてはいかがいたしましょうか。

前回までの環境利用部会の議論としては、保全とは何かという辺りの定義がどうもはっきりしないということでした。皆さま、考えていることが違うというようなこともあったのが1つです。それから、順応的な対応というのはどういう意味なのか、明確に表記しておかないといけないのではないかということでした。

川端委員

2章を削除した方がわかりやすいのではないかということですが、この2章の中に最も大切なことが含まれているのです。それは、「目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的な対応」で、非常に重要な考えです。しかも、非常に具体的なことが書いてあります。例えば、目標というのはこういうものが考えられるのではないかということが書いてあります。例として、提案した目標を今決めるのではなくて、もっとよいものを考えたらどうですかという提案ですよ。

先ほど来から出ています保全、保護、回復、或いは復元のところが混乱を招いている原因になっているので、その部分を削除したらどうでしょうか。ここがない方がストレートにこのとりまとめの意図が伝わっていく可能性があるのではないのでしょうか。

川上委員

意見書とりまとめの作業部会の委員として申し上げます。部会の意見というのは、基礎原案に対する意見であるということから、基礎原案の「5.2 河川環境」、それから、後に利水が出てくるわけですけれども、この5.2の中の「5.2.1 河川形状」、それから「5.2.2 水位」と構成されているわけで、この項目に従って意見を記述して欲しいとなっております。どの部会も全部この方式で統一することなので、そういう考え方で意見書をとりとめて頂きたいと思います。

三田村委員

川端委員に後押しして頂いて非常にありがたいと思います。私、少々エキセントリックな表現をいたしました。初めの定義の部分が気になりましたので、全面的に削除と申し上げたのですが、中身として書いてあるのは生物のことばかりなので、それで、もっと無機質のものを含めた生態系概念というのはこの文面からはあらわれてこないといっているので、書きかえて頂ければと申し上げたかったです。

それからもう1つ、川上委員がおっしゃった点についてですが、必ずしもそのようなスタイルをとることが強制されているとは思ってないのです。それぞれの文といたしますが節といたしますか、そういうものに対応してまとめていかないといけないとは思ってないのです。むしろその辺は庶務的な調整をやって頂いた方がよいのかもしれない。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

とりまとめのスタイルについては、三田村委員がおっしゃったように、統一のものが決められているということはありません。あと、これまでの議論の流れからですと、テーマ別部会については、どちらかという基礎原案の5章に対応しなければならないというわけでもないと思います。その辺の切り分けは、部会のとりまとめに対しては明確にはないと庶務としては理解しております。

宗宮部会長

保全の定義の項は休み時間に、もう少しわかりやすくなるように整理して頂こうではないかということで、お願いすることにいたしてはいるのです。削除することを含めましてご検討頂いたらと思います。

中村部会長代理

では、確認させて頂きたいと思います。まず、基礎原案の5章に沿った書き方をしなければならないということではないということです。

それから、基礎原案の課題点として、是非考えて頂きたいということが、このとりまとめになるわけです。前回の部会の議論では、保全の定義も含めて、生態系に対してどのように順応的な対応をしていくのか、目標をどう設定するのか、どのようにフィードバックするのかということが課題になって、そこは整理しないとイケませんねという結論だったので、今回のとりまとめが出てきたということです。従って、2章はそのまま残しておく必要があるのだけでも、保全の定義、言葉の定義とか、それから生態学の組み入れた記述は避ける。ですから、保全事業の定義というのは、タイトルも含めて2つのパラグラフを1つくらいのパラグラフにしてわかりやすく記述するというのが第1点です。

それから第2点目は、目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的な対応については、2パラグラフ目の後半部と3パラグラフ目は、縮めてわかりやすく、順応的な対応をこういう形で考えて欲しいということがわかるような方向で記述し直す。その中には「河川環境自然再生化計画」というようなことは入れなくてもよいのではないかとということでした。書き方については、生態系の委員方の中で合意して頂き、後半部の記述の方法については、幾つか市民にもわかりやすいような記述にしたいということで、そのような作業をしたいと思います。

榎屋委員

保全という話が出てきているのですけれども、基礎原案では18ページに保全・再生を回りますという言葉が出てきて、21ページの生態系のところに保全・再生という言葉が出てきて、38ページに保全・再生を実施するという言葉があります。部会として、再生について言う必要はないのかと思います。その辺はどうなのでしょう。それも含めてということですか。

宗宮部会長

再生という定義をここにはしっかり書いてありませんので、他の言葉で書いてあるというのはあるのですね。

ここで20分くらい休み時間を頂いて、委員方にまたお集まり頂いて、知恵を出して頂いて、短縮するところは短縮することをお考え頂くということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

西野委員

その前に、榎屋委員から基礎原案に保全・再生というのがあるというご指摘がありました。川管理者の方に、保全・再生というのはどのようにお考えなのかお聞きしたいのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

幾つか回復であるとか復元、修復ということも含めて、表記の統一が図られてないのではないかという議論が今ありましたけれども、私の理解している範囲では、ひょっとすると抜け落ちがあって表記の統一がとれてないかもしれませんが、おおむね統一がとれていると認識しています。

どのように統一がとれているかと申しますと、河川形状に関わる分については、修復という言葉を使わせて頂いております。生態系については、直接的に我々が再生や保全をするような立場にはありませんという認識のもとに、生態系の保全・再生ということを具体的な施策では挙げておりません。生態系ではなく、生物の生息、生育環境を保全・再生すると書いています。

あと、ワンドについて、保全だけを書いている場合と保全・再生という書き方をしている場合があります。保全だけ書いているのは、現状においてまだワンドが残っているという部分で、ちょっと劣化している、機能が不全に陥っているものをよりよくするというような若干のプラスアルファの要素は含めて保全と言っています。ワンドがなくなってしまう、例えば、かつて干潟があったけれども、今はない、なくなってしまったものをもとに戻そうという時に、保全という観点もあり、もとに戻そうという観点もある場合には保全・再生という使い分けをしているという認識です。

宗宮部会長

とりまとめ案に書いてある定義と考え方が違うようで、同じ言葉ではありますが、なかなか話がかみ合わないような状況になっているようです。整理してすり合わせさせて頂くということでよろしいですか。

紀平委員

河川管理者の説明の方がよくわかります。生態系はつくることはできないのです。手助

けしながら回復していくわけですから、生物とか、生態系関係は回復という言葉を中心に使っておられるという気がしました。説明はよくわかりました。

今、河川管理者の方がおっしゃったような感じで私は使っていた方が、山本委員がおっしゃったようなことがよく伝わるというような気がいたします。

田中真澄委員

とりまとめ案に書かれている保全の定義とは、河川管理者が理解しておられる保全という意味合いが非常に違うということがはっきりしたわけですが、とりまとめ案には、破壊した自然の回復、或いは開発において自然法則に反しないという、それが保全だという定義が書かれているわけなのです。これは1つの行為になるわけなのです。それと、今、河川管理者側が言われたこととはやはりずれがあって、お互いに理解の接点が出てこないのではないかと思います。まず、この1点です。

それから、もう1つ。もし今の保全の定義からいきますと、例えばダム問題で、河川環境を大きく改善するダム計画についてというところで、今申し上げましたように自然法則に反しないというものをもし意見を出した場合、これは不可能なことになります。つまりダム建設において自然法則に反しないようなダムづくりができるのかどうかという非常に具体的な問題に入ると思いますが、もし、通り定義でいけば、これは非常に苦慮しなければならない意見になるのではないかと思います。具体的な問題なのです。そういうところからちょっと理解がお互いにできない面があると思います。

三田村委員

先程のご意見には、私は賛成できません。といいますのは、基礎原案に書かれております保全・修復の概念は間違いであるということ指摘するのも私たちの仕事であって、基礎原案に沿って私たちが意見をまとめていっては、将来誤ったことになることもあろうかと思えます。

厳しい言葉になるかもしれませんが、河川管理者は、生態系概念を持った人材を育成してこなかった、或いはそういう人を採用していなかったわけで、これからは是非そういう人を育成して欲しいと、お願いしているわけです。そういう意味においても私たちは、正しい生態系の概念を示さないといけないと思います。そうでなければ、将来もたないと思えますね。

先ほど私は2の部分削除されてはいかがでしょうかと申しましたが、委員の中ですら生態系の概念の共通した考え方がないわけです。その段階で、意見をまとめてしまうと、将来禍根を残すことになってしまいますので、もし、まとまらないのだったら削除の方がよろしいのではないのでしょうかということです。

先ほどの生物の修復とか復元とか、極端な言い方をすれば、「愛護」のような感じを受けました。そうではなくて、そういう生物が生息する全生態系みたいなものを修復・保全していかなければならないという概念に立たないと、河川環境というのは変な方向に向いて

いくと思います。

宗宮部会長

休みの間にそこらを議論頂きまして、方向性だけでもきっちりつくって頂いたらよいのではないかと思います。ここでしばらく休憩をとらせて頂いて、あとまた再開後にその話を頂くことにしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

20分まででよろしいですか。それでは、これより休憩に入りたいと思います。15時20分まで休憩したいと思います。委員の方、7階の方に控室がありますので、そちらの方にお集まり下さい。

[休憩 15:00~15:25]

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは審議を再開頂きたいと思います。宗宮部会長よろしくお願ひします。

宗宮部会長

大変お待たせいたしました。検討方向について若干紛糾しておりまして、今すぐ皆さまにこうしましたという答えが出てきておりません。本日の会議終了後、作業部会がありまして、その作業部会の中で何人かの委員方にお残り頂いて原案をつくることになりました。それを委員にお送りして、ご意見を頂くという段取りになりました。

特に第2章の「自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」の項の全般にわたって、よりわかりやすく、そしてまた必要なところは残して、必要でないところは外していくということで、それぞれ主たる担当者を決めて頂きました。

それでは、第3章の「河川環境の統合的管理システムの構築」ということで、4ページから5ページにわたりまして、話が書いています。ここの中で「統合的管理システムの必要性と試行錯誤」ということになっておりますが、統合的管理システムとしては、一応は「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」というのが表にきちっと上がってきてはおります。例えば水位、水量、生態系、或いは土砂、景観等についても、なお上流から下流まで全体を通じてそれをモニタリング、或いは監視、管理をするという体制がとれてないので、どうしたものかなというようなところがあつたわけです。それで、この章をつくって頂いて書いて頂いたわけですが、何か委員の方々の方からご意見頂けますでしょうか。

もちろん文章をご覧頂きますと、最初のセクションのところは、「将来的には水質・水位・水量及び生態系全般を対象とする広域的かつ統合的な管理機構(欧州におけるリバー・オーソリティーをモデルとする)についての検討・実現が望まれる」という方向性を一応書かせて頂いているということです。

中村部会長代理

この件で、谷田委員のメモが資料2-1-2の追加として出ていて、『流域水質管理協議会』では、River authority、water districtにはほど遠いと存じます。総合的な委員会の名称としては、『流域委員会』なのではないでしょうか?ということがありますので、名称の問題だとか、或いはどういう過程を経て、この種の組織形態に成長していくことが望ましいのかというようなことは、課題にはなるかと思えますけども、特には触れていないということです。そういう方向で将来的に発展していくことが望ましいのではないかという書き方になっています。

1つ、リバー・オーソリティーをモデルとするということが山村委員の方からのご提言で入ったわけですが、そういうことで何か山村委員の方からご説明お願いできますか。

山村委員

私は、淀川流域水質管理協議会で、リバー・オーソリティーをモデルとするとは言っていない。

ただ、モデルとしてはテムズ川のリバー・オーソリティーがあるわけなのです。これは、テムズ川が非常に汚染されて、魚が絶滅したというので、リバー・オーソリティーをつかって、それに各省庁の権限を全部一括集中いたしまして、そして何年かかかしまして魚が遡上するようになってきたということなのです。

我が国でもオーソリティーのシステムというのは1つあるのです。これは、港務法で港務局というのがありまして、港務局というところは、一括権限を持っております。結局、オーソリティーの特典というのは、課税権を持つのです。港務局の場合には、不当利用の利用料の徴収だとか、そういうこともあるわけでありまして、

ですから、そういう各省庁に分散された権限を全部一括して、そこで集中的に水質に関する問題は全て権限を持つというシステムなのですが、ただ、そういうのは法的な根拠があると可能です。港務局は港務法に規定がありますから、それに基づいてできるわけです。ですから、リバー・オーソリティーをモデルとするというよりも、一種の任意的な形でのコンソーシアムみたいな形で各省庁との合意を得て、協定のような形で、現状ではやらざるを得ないのではないかと思います。そういう権限を持ったオーソリティーでは、今のところは法制上はつくれないと思っております。

私が提案したいのは、水質に限らずいろいろな流域に関する諸事の問題について治水とか利水とかも含めまして、各省庁の権限にいろいろ分散されている部分の調整を図るシステムを前段階において作る必要があるということなのです。

現在の基礎原案の考え方は、21の協議会とかいろいろなサブシステムの委員会ができていっているわけなので、委員会レベルで各省庁の人を集めて、調整をとろうというシステムになっていると思います。しかし、そのレベルでは微調整はできるけれども、それはあくまでも微調整にとどまるのではないかと思います。もっと根本的な調整というのは、もっと上のレベルでないとできないのではないかと思います。

水質管理協議会でも、いろいろな各省庁の人を委員にしたりすることによってある程度は微調整は図れますけれども、それではやはり根本的な調整はできないということで、それにかわる何らかのコンソーシアムのようなものが必要だろうと思います。それをつなぐために、単に関係省庁の人だけではなくて NPO が入りまして、つないでいくということが必要ではないかと思います。現にそういう実例はあるそうですので、そのことを私は言っただけで、ここで言っているリバー・オーソリティーと私の言っているのは違うのです。

川上委員

リバー・オーソリティーを提案したのは私なのです。オランダのウォーターボードとか、ライン川流域の国際的なリバー・オーソリティーを想定して、河川整備計画が今後 20 年、30 年を視野にしているというところから、将来的にはこういう方向を目指して今の行政の縦割り、横割りを超えて、環境だけではなくて、ヨーロッパでは上水道の供給、下水道の処理、治水、環境管理等も含めて総合的なリバー・オーソリティーが歴史的に形成されて動いているわけなのですけれども、そういう方向を目指すべきであるという方向性を掲げさせて頂いたわけです。内容については、今、山村委員の方からお話のありました通りです。

和田委員

3 章のタイトルが「河川環境の統合的管理システムの構築」となっております。そうすると、何か管理システムの構築ができるという印象が強過ぎるのではないかと思います。

何故そういうことを申すかと言いますと、私は、水量、水質、生物多様性、人と水の関わりでモデルの構築をやるのだとあって、この 7 年間やっていて、なかなかうまくいかないのです。四苦八苦して、タイトルを「モデルの構築を目指して」に変えたいのだけど、一度決めてしまうと変えられないという事情があります。

「構築」と言われると、河川管理者の方もひょっとしたら困るのではないかという気もするものですから、「構築を目指して」くらいのトーンダウンがあり得るのかなという、そういうためのコメントです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

関係する省庁との連携というのは、我々も大変重要なことだということで、この点について我々は基礎原案の中では、連携が必要となる事項について調整を図るけれども、それについてうまくいかないことがあれば、流域委員会を含めて広く一般に公開して、その上でまた議論を進めていくということを申し上げております。

これで不十分なのか、この程度では駄目だと言っているのか、今の統合的な管理システム、こういったものを最初からつくりたくない駄目だとおっしゃっているのでしょうか。我々は、統合的な管理システムというのがあれば当然よいわけですがけれども、一足飛びにできるとは思っていないというところがあります。

基礎原案では、それぞれについて、今言ったスタンスで行いますし、それから河川環境について申し上げれば、例えば、「5.2 河川環境」のところにありますけれども、いろいろな情報を「関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する」という取り組みを具体的に掲げております。こういうことをやっていきたいということなのですが、この取り組みで足りない、ここが足りないというご指摘をして頂ければ大変わかりやすく思います。

中村部会長代理

4 ページの3章の最初の文章、「淀川水系においては、水系全体で水量のみに関する管理体系は洪水・濁水対策を主目的として」、或いは水利用ですね、「既に完成しているが」というのは、淀川の統合管理のシステムがありますよね。

ただ、これだけの河川環境を考えていく時に、2章の方でもありましたように、全体を把握して情報を広く共有していく、或いは全体的な、今のお話からすると連携調整というようなことが有効にできるような場だとか仕組みというのを、どうしていくことがよいのでしょうかということになりますよね。それが、必要性の部分で書いてあるということです。

試行錯誤というのは、まさに今おっしゃられたように、当面は基礎原案では淀川流域の水質管理協議会を出発点としていこうと思いますということです。ただ、日本の今の行政システム、法律ということを含めて考えますと、先ほど川上委員、或いは山村委員がおっしゃられたような、オランダ等のようなシステムに持っていくことは、もともと組織制度法律上も難しいのかもわかりません。ただ、課題としては残るのだろうということがまず第1点で書かれているということです。

その後半なのですが、「個別事業と流域全体の事業」ということで、整備内容シートは個別事業ごとに非常に詳細に書かれているのですが、全体を把握して、個々の事業にフィードバックして、順応的な対応を可能にするシステムというのが重要なので、水質、生態系、自治体が行っている個別の事業も含めて、情報が集約され、公開される必要があるということと、そういうものを実現するための検討が継続的にできるような順応なシステムとして成熟していくように、というような書き方にしたわけなのです。

そういうことでいきますと、先ほど和田委員がおっしゃられたように「河川環境の統合管理システムを目指して」ということでよいのかなと思います、「構築」という言葉ではなくてですね。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

基礎原案を見て頂きたいのですが、32 ページの「5.2 河川環境」には、「生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する」ということをやりたいと思っています。それから、(2)ですけれども、これは4章の方に河川環境の保全・再生の大まかな、ラフな目標というのを掲げています

けども、それだけでは不十分ということで「指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する」ということを書いております。これは、連携して検討する、或いは公表するというようなことでありまして、この中身そのものは今おっしゃっておられることと全く同じことだと思っているのですが、そのための組織が要するというところをおっしゃっているのではないかと感じました。

山村委員

具体例を挙げないとなかなか抽象的に言ってもわからないと思います。その次に出てきますところの利用と関係してしまうので、利用のところに関連して意見を述べてみたいと思います。

「河川敷の利用」というところがあります。これも具体的には基礎原案に河川敷の利用のところが書いてあるわけなのです。ただ、従前からの説明によりますと、河川敷の利用につきましては占用期間というのがありまして、その期間が来た時に、更新が必要であるということでした。その更新の時に、いろいろな付近の住民の人、利用者の意見を聴いて検討するとされています。それで、更新するかしないかを決めるというようなやり方であると伺っております。

しかしながら、この30年計画の中で、河川敷というのは、段階的に自然の生態系が生かせるような形に、回復または再生のどちらかでやっていく必要があると我々は言っているのです。これはある程度の目標と関係いたしますが、例えば20年後にはこの半分は回復なり再生する、或いは10年後にはこの3分の1くらいするという目標があれば、それに対応して関係の自治体もいろいろと、今ある河川公園の利用をどこか他で手当てするというところを10年計画で考えるとと思います。ところが、それがないと自治体の方もそういう努力はしないということが1つあります。

それから、今度はだんだん少子化になりまして、河川、公園を利用する小学生も減っていくということも考えられますし、前から言われております、学校が廃校されるというようなところで敷地があくということが考えられる時に、そこへ移転するという自治体の計画もなくなってくると思われます。

ですから、ここで言う統合というのは、目標を定めた形で、市町村とか県も含めまして、この構想のもとに河川整備計画に協力してもらえようという体制をアピールするという点でやはり必要ではないかと思えます。それが、河川環境を全体的な視点で評価し、一連のプロセスに関する情報を積極的に公開するというところになるのではなかろうかと思うわけです。

寺西委員

「5.2 河川環境」の「関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する」に対応するような組織までつくる必要があるのかどうかについて、ご意見がありました。

私は、「関係機関と連携して」の、この「関係機関」というものの中身を明確に書いてお

いて欲しいというのがあります。専門家及び関係住民、或いはその住民の1つの自治組織である自治体、地元自治体、関係者、そういった人たちとの連携ということを明示的に書いて頂きたいということがあります。つまり、河川管理はこれからの時代、地域住民や専門家及びそういう人に聴かれて、そしてそのために、情報を共有するために完全な一元的な情報を提供するのだという辺りの精神を明示して頂きたい。「関係機関との連携」という言葉であいまい化されている、その関係機関の中に、例えば専門家が入るのか地域住民の人が入るのかということです。日本語の語感としては、関係機関というと大体、省庁及び、そのもとで日本の伝統的に組織されてきた各種の外郭団体、いろいろな何とか協会ということが念頭に來ますので、ここをもう少し明示的に書いて頂けないかと思えます。

それから、後でまとめて頂く作業部会の課題とも関係するのですが、例の保全・回復事業のところでは、私が最初に質問したのは、この意見書をまとめられた中村委員や、或いはその他の方の、生態学的な本来の保全とはどういうことなのだとしたことでした。河川の自然回復をやるということをもし本当に考えるのであれば、こういう考え方に基づかなければならないのだということを原則として示すという意味でこういう文章が出てきたのだと思えます。私は、それを全部削除するというよりは、要するに日本の河川が古來持っていた、或いはここで戻すべき、豊かな固有種が存在していた時期の河川環境まで戻したいということ河川整備の精神の中に入れるということですから、そういうことをやる場合の理念的原則みたいなものをわかりやすく書いて頂きたいのです。

基礎原案の中には、保全・再生を目指します、或いは保全・再生のためにこういう事業をやりますということがたくさん書いてあるのです。しかし今求められていることは、個別に、ここのヨシ原に戻す、あそこのワンドを元に戻すということではなくて、生態系というのは全体の総合性の中で考えなければならないのです。ご承知のように、河川における日本固有の生態系の生物多様性をあまりにも今までの河川整備が無視してきたから、それを回復するようにやらなければならないという考え方をきちんと出して頂かないといけません。私は経済の分野でこの種の事業を見ているので気になっているのですが、今までの河川整備計画が、治水だとか利水の名目のもとに、事業自体が自己目的化して、事業がどんどん膨らんでいき、公共事業の批判が河川を中心に起こって、ダム批判が起きた。そして、今は再生という名のもとで自然再生法ができて、再生という名前のもとで、今まで壊していた事業をまた別の形でいじくり回して、再び破壊を進めてしまいかねない危険性を含んでいるのです。ですから、再生という言葉、保全という言葉の中身について、我々はきちんと、本来の意味での再生につながる考え方をきちんと提示するべきだと思います。

そうしないと、釧路湿原やくぬぎ山等の、自然再生推進法が通って事業の予算がついて実際に動いている現場を見ると、再生の名のもとで形が変わった公共事業を延々とやっているだけなのです。河川を壊していく三面張を、今度は別の自然再生の名において形が変わった事業が進んでいるだけなのです。つまり、河川環境の本来の意味での生態系の回復につながる事業にならない危険性を含んでいるということ、きちんと我々の意見書の中

では筋を通して主張しておく必要があると思います。その点を、勝手な注文ですが、うまくわかりやすく書いて頂ければと思います。

宗宮部会長

その点は、「個別事業と流域全体の事業」ということで、言ってみれば個々の事業がそれぞれの名目で行われるのですが、それが全体としてどういう意味があるのかということをも十分把握するためにも、水系全体が統括的に管理されないと困るということで位置付けたものなのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

先ほどの統合的管理システムの構築なのですが、これを目指してでもよいのですが、要するに、何をやるのだということがまだよくわからないのです。

今回の議論はもう提言の議論ではないわけですし、我々が出した基礎原案に対して、提言された流域委員会が、これが足りないとか、ここについてもう少し具体的に検討しろとか言ってもらわないと、我々としては、もやもやとした意見ですとどうすればよいのかという話になってしまうのです。

ですから、そこを委員会、環境・利用部会で意思統一して、こういうことなのだとんでもらわないと、これは基本的には最終意見ですから。このままでは、また部会を開いて、これはどういう意味なのかと聞かなければいけないことになるわけなのです。

宗宮部会長

どうして水質管理だけこのような協議会をつくってやられるのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

水質管理は、我々とすれば、ある程度人為的にコントロールが可能というか、不可能でない話だということです。それに、いわゆる水質協議会というのが既にあり、既存の水質協議会と連携していかなければいけないというのがあります。ある程度発展的にやっていく可能性が我々としても見えているということです。ですから、具体化しました。

しかし、河川形状から水量、水質、生態系を含んで、それを統合的な管理システムと言われると、正直言って、今はまだ、我々にはイメージがわからないのです。

それで、今、我々として書けることは、データを共有化して一元化すること、或いはフィードバックしながらやっていくことなのです。それから、そこについてのモニタリングは、流域委員会の方でもまた引き続きお願いしたいところまでは、我々は現実的にできるだろうということで出したわけです。

それに対して、いや、そんなことではない、もう少しできるはずだということであれば、それを具体的に出して欲しいのです。その統合的管理システムの概念が、情報の一元化なのか、組織を新たにつくれと言われるのか、或いは公園の面積を3分の1に減らせという

ことを明示しろと言われているのか、そこがわからないのです。

宗宮部会長

わかりました。文字の中で書いてあることでまだ十分に意思が伝わってないのだと思います

西野委員

河川管理者とギャップがあるという感じがあります。もっと具体的に言えと言っておられるのだと思います。

1つ例を挙げますと、例えば基礎原案の「5.2 河川環境」、「その情報を一元化し、その結果を公表する」のところで、これは整備内容シートの環境 - 1 にあたるわけです。その環境 - 1 を見て思うことは、評価する、それを公表するというのはわかるわけですが、では、それをだれがどのように評価するのか、そしてその評価はどのように透明性を担保するのかというところが不明確だと感じるので、もうちょっと書いて欲しいと思います。その時に、具体的な中身について我々に言えと言っておられるのか、それとも、たんに、透明性をどう評価するのか、だれが評価するのかというのがよくわからないからそこをはっきりさせて欲しいと言うだけでよいのか。よくわからないのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

我々が今具体的にイメージしているところは全部個別に書いてあるのです。しかし、まだまだ不十分です。これから我々が検討していかなければいけないのはたくさんあります。

それに対して西野委員が、整備内容シートでこう書いてあるけども、一体だれがどのように一元化してどのように公表するのか、その辺が具体的に書いてなかったら我々としても評価できないとおっしゃるのなら、それを意見として出して欲しいのです。

中村部会長代理

ただ、その意見の背景というのがあるわけです。ですから、そういう意見はどういう基本的な考え方から出ているかということも必要なのだらうと思います。ここでの意見というのは、5年間にやってくれという話ではないです。基礎原案というのは河川整備の今後20、30年の方向性ですから、そういう意味で、とりまとめの考え方というのは、今すぐ具体的なイメージになって共通の理解は得られないかも知れないけども、そういう方向で試行錯誤をし、必要なものをどのように取り込んでいけるか、或いは制度をどのように改善していけるか、或いは先ほどの三田村委員のお話にあったように、専門家もやはり生態系の分野の人が入ってくるのだらうと、5年10年すると随分変わってくると、当然そういう人が情報を共有していく必要もあります。また、自治体なり専門家なりと具体的な計画の熟度を高めていくという作業が起こるのだらうと思います。そういうことを視野に置いた場づくりというものを今の段階から考えていく必要があるのではないかということなので

す。

ただ、抽象過ぎて、今何をやれと言っているのかわからないと言われれば、確かにわかりにくいです。ただ、そういう側面はどうしても出てくるのではないかというのは、私は書いていて感じています。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

確認しますと、統合的管理システムは、5ページの上から3行目の「そのための情報の集約・公表・共有のための場(組織)の存在」と、具体的にはすぐにはできないだろうけども、これを目指して検討しろということによいのですか。

中村部会長代理

よいです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

それであればそのように、もう少しわかりやすく書いてもらった方がありがたいのです。

宗宮部会長

はい。そこが、書いてあることと受け取られることの違ったところがあったのかもしれませんが。

山村委員

住民参加部会では2本立てに分けておりまして、総論的、理念的なところとは別項目でまとめまして、それと別に、基礎原案の各項目に対応するごとに意見をずっと書いています。私は今日明日中にそれをまとめなければいけないということになっていて、担当のリーダーになっているわけです。

従いまして、先ほどの話は総論的な考え方、背景的な考え方ですから、それと別に、基礎原案の環境のところについて、項目ごとに意見を分配していったらどうかと思います。私のところも今分配作業をやっております。

寺川委員

時間的に無理だと思います。先ほど宮本所長が言われたのは、統合的管理システムのところだけですよね。全体ではないですね。

こちら精一杯やっているのですけれども、ハードなスケジュールです。ですから、本当は1つ1つ丁寧に見てやりたかったというのは正直あるのですが、それができなかった部分は、全体的な意見として出すということになると思います。山村委員がおっしゃった作業をさらにやろうと思うとかなり苦しいと思います。

ですから、今後も、河川管理者も順応的に対応していくと言っているわけですし、当然

話し合う場所とかいったものは出てくるわけですから、そこで具体的な1つ1つの問題については深めていって、よい方向に持っていくということできたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

私も委員の皆さま方が徹夜でやられているのはわかっていますので、決してそういうことを言っているのではないです。

ただ、先ほどのように、統合的管理システムのような大きな概念についてはきちっと教えて欲しいということです。細かい点について、いや、委員会が言わなかったのだから我々は聞きませんよといったことはありません。これからはずっとキャッチボールするつもりですので、そのような細かい点まで、全部きちっと見解を出して我々に示してくれとまでは言っておりません。大きな概念は大変大事なので、なおかつ我々は、流域委員会の意見を尊重して実施に移していこうと思っていますから、私どもとしても必死になってお聞きしているということなのです。

委員の皆さま方のご苦勞もよくわかっております。申し訳ありません。

宗宮部会長

もう既に予定の時間を過ぎてしまいましたが、今日どうしてもご意見を伺っておかなければならないのがもう2つほどあります。「3.河川環境の統合的管理システムの構築」はこのくらいにさせて頂いて、「4.利用をめぐる河川整備の方針」に移らせて頂きます。

ここで、「水面利用」については寺川委員を初め皆さまにご検討頂いて、かなり詰めて頂いているところです。「河川に関わる環境教育」の項、それから「河川敷利用・迷惑行為対策等」と出ておりますが、ここらは特に何かお伺いすることはありますか。

三田村委員

環境教育を担当していることになっております三田村です。

言葉の表現がまずいところだとか足りないところがありますので、もしお許し頂けるのでしたら私は「河川に関わる環境教育」を書き直させて頂きます。議論を時間的に節約する方法だろうと思います。

宗宮部会長

よろしいですか。できたら具体的に文章を頂きますと一番ありがたいのです。

榎屋委員

このところは利用に関連した教育のことを言っているのですが、河川教育でしたら、利用に置くのがよいのかどうか。どうなのでしょう。

これは河川教育全般の話ではないという趣旨で書いてあるので、恐らくかなり言葉足らずとなっています。要するに望ましい河川利用になるような教育をして欲しいということ

だけを言っているのです。ですから、河川教育全般について言っていないので、河川教育全般に対して言いたいのでしたら、どこか別に項をお立てして言って頂いた方がよいと思います。

三田村委員

大きくは変えないつもりです。ただ、表現を変えるとか、そういう修正です。

例えば6ページに「科学的検討」とあります。科学的というと自然科学的というイメージが強いのですが、本来は環境教育の中では自然科学的な側面だけではないものですから、そのように少し修正させて頂きたいということです。

榎屋委員

それから、もう1つ。河川敷の迷惑行為とか舟運のところで、言葉の意味が違うようなところがあります。

例えば6ページに、「占用許可に関わる基準を定める」とか、「河川敷地占有許可基準を改定する方向」とありますが、実際上はこのような話ではなくてただの判断基準だけの話ですから、この辺はちょっと直させて頂きたいと思います。

宗宮部会長

はい。それでは、それもまたお願いしておきます。

あと残っておりますのでは「舟運」と「漁業」と「景観について」です。

倉田委員

お手元に手書きの、今朝こちらへ来てから、記述して出せと言われるだろうと思って、書いてお配りいたしました。

「『環境・利用部会意見(案)』の修正・追加を求める内容」という見出しで、これは「最終頁(6頁)」と書いていますが、今日配られたのではなくてファクスで送って頂いた原稿だったものですから、ちょっと間違っているかもしれませんが、わかって頂けると思います。

「漁業」の2行目に、「『原案5.5.4』には、5項目の施策が記されている」とあります。その後に割り込みをして頂きたいのです。ちょっと簡単に、読みます。

「しかし、特別措置法で国策として実施された琵琶湖総合開発(昭和47年4月~平成4年3月)事業と、その直後(平成4年)、開発事業が済んだ直後にやられているのですが、琵琶湖放水操作基準、これは洗堰のところで、水位を操作しながら水を放水するのですが、その基準が改定になっているのです。どう改定になったかということ、水位を下げてよいという形で、なおかつ年間を通して湖面が平準化していく、以前のように上下して、物すごく高くなったり低くなったりするようなのはないようにしようという改定がなされたのです。結果は、湖面が確かに平準化したということです。但し、水位は下が

ったということなのです。「湖水の攪乱が抑止されて、湖流が沈静化」したわけです。5月から7月、これは夏ですけども、その夏に雨で水が増えまして、岸边のところはかなり水をかぶったわけです。そういうことがなくなったために、湖流が非常におとなしくなってしまうまして、以前のような攪乱現象がなくなったというものです。

「その結果、予測されなかった湖棚部」、湖の棚の部分です。これは岸から大体最大3km、狭いところだと2kmもありません。そういう湖棚部の棚のところには魚たちが生息しているわけなのです。またそこで繁殖するわけなのです。そういうところが2m下がりますと、これは産卵しても効果がないのです。例えば5m下がったりしたらもう完全に1匹も増殖できない状態が起きます。そういうところには水の攪乱がないですし、流れが早くなったり遅くなったりすることがありませんから、ヘドロが2、3mたまってあります。「在来魚種の繁殖が抑制されて生息数が激減」、非常に減りました。

この間、9月26日に漁業者の方たちと懇談したのですが、その時にも2人の方がはっきりと、10年前に50億円の水揚げがあったのに、今は11億円なのだというお話でした。あと5年もしたら壊滅しますよと、こんなことでよいのでしょうかと、えらいけんまくで意見を出されております。そういう状態になっているのです。「漁業が壊滅的な危機状況にある」、「提言では」、これは本文のその後の続きです。

僅かこれだけの文章なのですが、極めて具体的な現実をここに述べさせて頂いて、やって頂かなければならないことを言いたかったわけなのです。

一緒に配っておりますけども、「『基礎原案』の修正要求」というところで、漁業の項目について2カ所、これは4.5.4と5.5.4のところ、どうしたらよいかということについてはっきり書いてあります。

これは、ヘドロだけではなくて放線菌というのがありまして、それがジオスミンという化学物質を放出するのです。そのために魚が生臭くなるのです。売れなくなってしまうのです。これは物すごくひどいのです。琵琶湖の岸边に泳ぎに入りますと、生臭いにおいがつきます。そのくらいきつくなっています。

このジオスミンというのは、実は昭和40年代初期に既に京都大学の専門家たちが入って調べて、ジオスミンだということも見つけておりますし、つくり出すのが放線菌だということもわかっているのです。それを駆除することになっていたのですけれども、そのままになって、どんどん今増えているわけです。

以前でしたら、岸から大体3kmまでの間というのは、我々が舟ですと乗って出ますと湖底にシジミが転がっているのも見えたのです。今はヘドロがたまってしまっていて全く何も見えません。漁師が岸から動力船を出す場合でも、さおで少し出してからスクリーンをかけるのですけれども、さおを差してもヘドロの中に突っ込んでしまって、全くひどいものだという事のように。シジミもそのために壊滅状態で、現在聞いているのは3カ所だけでシジミがとれるという状態です。こういう状態にまでしてしまっていて、これをほっとおいたら駄目なので、それを直さなければいけないのです。つまり、ヘドロを除くことをしなければなりません。

これは、我々が物理的な、或いは科学的な操作で除くということをしなくても、水位操作を、今は水位が変動しないようにしています。ですから、この変動しないように変えたやり方をもとに戻せばよいのです。そうしますと、ヘドロは2、3年のうちに恐らくきれいになってしまいます。そういうことをやればよいということと、もう1つは今のジオスミンを発生させるような放線菌を除いてやるということが必要なのです。

以前ですと琵琶湖というのは、昭和30年代の終わりに、生物資源調査団というのができて、5年間、私もそこへ入って調べました。その時に初めて、琵琶湖には生物種が700から800種いるということがわかったのです。これは日本で唯一、非常にたくさん生物がい過ぎるということで、科学者がびっくりしたわけです。そういう特殊な湖なのですね。これは非常に大事なことです。

現在はかなり減ってしまって、魚類だけで、10年前には80種数えられていたのが、今はそれだけいないようです。探してもなかなかとれないようです。そういう状態になっております。

こういう状態ですから、早く戻してやらないと琵琶湖そのものが昔の琵琶湖ではなくなってしまうという状態、なおかつ漁業者は、それに命をかけてやっていた人たちが、今形の上では1,500人くらいはいるのですけども、実際は漁業ができなくなっています。ですから、今は200人いないのではないかということをお聞きしました。

そういう状態ですと、何とかしてやらないといけないということを、ここに書いて出した文章にかえて頂きたいです。挿入をして頂きたいというのが要求です。

宗宮部会長

最初にお話し頂きましたのは委員会からの意見書に対するものであり、後の方でご説明頂きましたのは河川管理者の方でおつくりの基礎原案に対するお話ですので、ちょっとこれは趣旨が違います。

田中哲夫委員

倉田委員の意見に関連するのですが、「4.利用をめぐる河川整備の方針」の中の「漁業」が書かれている場所についてです。例えば、水面利用の水上オートバイやプレジャーボートは、こんなことを言ったらそれで生活している人には怒られるかもしれませんが、末節的な話です。漁業、漁業者の生存というのは、その河川や湖の環境がまともであるかどうかを知るための最も適正な指標だと思います。1960年代の河川環境に戻るのであるとすれば、1960年代の琵琶湖の漁獲量、それから漁師の生活、その時の生活の質に戻れるように整備すべきであると思います。

「漁業」は後ろの方に来ています。漁業というのは非常に大切な、その生態系が健全であるかどうかを示すものだと思います。そういう観点で、漁業の復活というのは全ての結果だという気がいたしますので、もっと前の方に書いて頂きたいと思います。

利用に関して、環境教育とかいろいろあります。きれいな魚がいる、イタセンパラがい

る、それも非常に大切ですけども、人間は魚を食べて生かされているのだという環境教育の原点を知らしめるためにも、漁業というのは取り上げて頂きたいという気がいたします。

日本人というのは、利水によって農業で米をつくり、この利水によって河川水量を減らして漁業の漁獲量を減らしてきたわけです。やはり農業、湖面の漁業、それから沿岸漁業というのは、やはりこれからもう一度再生すべき重要な目標だと思いますので、是非ランクを上げて欲しいと思います。利用の中のトップであると思いますが、どうでしょうか。

宗宮部会長

記述の順番で物事の軽重を言っているつもりはありませんが、考えさせていただきます。他にはよろしいでしょうか。

山本委員

2つあります。

1つは舟運です。河川敷の利用等については意見も出ていまして、環境・利用部会でも議論が活発だったと思いますが、舟運については、これからは舟運も大事であろう、結構な話だということくらいしか話し合われていなかったと思います。

私は淀川部会にも属しているのですけれども、詳細に整備内容シートの方を見ておきますと、例えば淀川大堰に閘門をつくるとか、船が通れる通船時間の拡大とか、現在は夜間とか休日は通れないので、舟運をこれから先にもっと利用していくためにその時間を拡大しようとかいうような話になっているわけです。そういったことを検討するのに、例えば大堰については淀川大堰閘門検討委員会、淀川舟運研究会といったようなところが、これから検討するのだというようなことを言っているわけです。

例えば、そこに淀川の環境委員会とかいったようなところは関わっていないのだろうかとか、舟運を考えていく上で環境についての影響はどのようなだろうというような話があまりなされていなかったように思います。

これから先、河川管理者がこの事業を進めていくときにどのように考えていったらよいのだろうかということになると、やはり部会のとりまとめ、整備内容シートへのご意見等を参考にされると思います。ですから、今後の指針がはっきりしていないものについては、もう少し踏み込んで書かれた方がよいのではないかと思います。

もう1点は景観についてです。景観については環境-61で、ランドスケープの中にこのようなものがあってよいのかという話があります。例えば淀川部会ですと、皆さまで視察に行った時に八幡の山の上から三川合流の辺りを見て、あのような橋ができて、高速道路がここへ来ると、こういう構築物というか、人工の物ができているけど醜いというような話を皆さまでして、それが共通理解だったわけです。そういうものを風土に溶け込んだものにしていかないといけないという話が視察の時にも出ていたわけです。でも、そういったことが話し合われてこなかったわけです。

景観についてはもう1つあります。整備内容シートの環境-62で、ダム湖法面の裸地対

策としての緑化ということが挙げられております。その事業に対してどのように検討なり実施なりを流域委員会が考えていけばよいのかというような指針も、委員の方のご意見が散見されるのですけれども、賛成と反対に全く分かれているわけです。

このように考え方というのはまとまっていませんという形でお答えするのが一番よいのかなとも思いますけれども、そういったことに関しても、環境の面からもう少しご意見を賜って書き込んで頂ければありがたいというのが印象です。

宗宮部会長

書きかえるとすると、案を出して頂いた方がありがたいと思います。

それから、淀川部会等で舟運関係の話は出ているのでしょうか。

榎屋委員

実はあまり出てないというか、例えば舟に乗って釣りをするためにはやはり舟運というのは復活すべきだなというような議論はしたことはありますけど、開門がどうだとか、そこまでは議論はしていません。

ただ、この内容を「是」とするというのはどうなのでしょう。十分検討して欲しいとするのか。どのように変えたらよいのでしょうか。

それと、もう1つは災害との関係があります。やはりやっておかなければいけないとかあると思います。ただ、例えば淀川の開門に、本当に災害のためにそのようにコストをかけてもよいのかという議論も書いてあることは書いてあるのですが、災害関係という点に関連することであればやはり実施してよいのではないかなというようなことで、こういう書き方にしたということです。

中村部会長代理

山本委員の方から意見を出して頂けますか。榎屋委員と庶務と我々の方に出して頂いて、榎屋委員の段階でもう1回手を入れますので、最終的に全体を統合する時にもう1回考えさせて頂くとしたいと思います。どのように入れることができるか、十分議論してなかったり、全く違った意見が同時に出てきたりするようなものについては、それなりの扱いをしないといけないと思いますので、その辺は判断を含めて任して頂くというのが必要かと思えます。

それから、漁業の件は琵琶湖部会でも話題になっていますので、全体でどう位置付けるかということもあります。それも含めて、とりまとめの中できちっとした位置付けをうまくできるかどうかということも検討させて頂くとしたいと思います。

宗宮部会長

申し訳ありません。景観について、今日はもうディスカッションできません。これを是非という意見があれば、早急に書いて頂いて、庶務なり、或いは今日これからワーキング

が始まりますので、そちらへ出して頂いたら大変ありがたいと思います。

それから5番目、さらに検討すべき主な事項ということですが、どうしても追加ということはありませんか。

本多委員(他部会所属)

5をよく見ている気がついたので、今は、意見書に載る部会意見のまとめをしているわけです。ところが意見書のところに丸々載っているのですよ。よく見ると、他にも「3. 河川環境の統合的管理システムの構築」とか、「2. 自然生態系の保全・回復に向けた取り組み」のところが、要約された形でだぶっているのですよね。

中村部会長代理

これは先に意見書素案の方が委員会に出てきて、それを踏まえて、部会とりまとめにどのように反映するかということでやっているからなのです。本来ならば、部会のとりまとめが先にできて、意見書にうつっていくものですが、意見書の中で先に議論されてしまって、それが部会のとりまとめに入っていないということが起こってきたので、取り敢えずこちらに入れているのです。入れ方、或いは強調の仕方とか、全体の流れでどう扱ったらよいかということでご意見を頂ければと思います。

本多委員(他部会所属)

わかりました。まるっきり一緒のことが載っているので、恐らくどちらかに統一されればよいのかと思います。

意見書素案の最後の課題のところに河川レンジャーの記述があり、それについて、いわゆる環境のことについては、住民に周知徹底する必要があるというだけではなくて住民参加を促していくということも必要ですということをおっしゃって頂いたのです。環境・利用部会にも同じのがあってそれが抜けていたら変だなと、もしどちらにも載るのであれば同じような内容に統一して頂けたらと思って発言しました。

宗宮部会長

本日ディスカッションして予定のものは終わったのですが、よろしいですか。

それでは、本日主たるところをディスカッションして頂いたのは、環境・利用部会の意見書とりまとめ案として、最後につくり上げていくのですが、これからすぐにやるべき仕事というのは、2ページの「2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」という項について、この題目を含め、特に定義のあり方等をもう一度お考え頂いて、省くなり縮小するなり、先ほどあったような保全・再生というような言葉にどう対応するかという辺りを少し考えて頂くということがあります。

それから、目標の設定、達成度の評価、モニタリングによる順応的対応の項については、第2パラグラフ、第3パラグラフをできれば半分以下くらいに圧縮して頂いて、少しわか

りやすい表現にして頂くということをやらせて頂きます。「3.河川環境の統合的管理システムの構築」については、和田委員から頂いた「構築を目指して」というような形で、表題そのものについて考えさせて頂くということです。

あと若干、最後のところの統合的な管理機構というのがありますが、これについては前後の文章を少し扱うことによって、やりたいことがもう少し明確になるように変更するなり書き直していくということかと思えます。

「4.利用をめぐる河川整備の方針」という項ですが、倉田委員の方から漁業についてのご意見が出てまいりましたので、これを含めて書き直しをどうするかということを検討させて頂くということです。

「5.さらに検討すべき主な事項」については、先ほど言葉の表現上の問題、整合性をとるということでご指摘がありましたので、これをやらせて頂くということにします。

まだ大分やることがたくさん残りまして、これも23日までにでき上がるかなという心配があるのですけれども、できる限り、作業部会の方で精力的にやっていくということにいたします。特に何か他に抜けているところはありますでしょうか。

田中真澄委員

提言に使われている保全と、今から我々が考えていこうという保全の整合性をきちっとしておかないと、提言の保全が崩れさってしまうことになってしまいますので、しっかり議論しておいて頂きたいと思えます。

宗宮部会長

とりまとめ(案)はもう一度書き直させて頂きます。原案づくりは部会長並びに部会長代理にお任せ頂いて、委員の皆さまの方へはファクスかメールでお送りするか、何らかの形でご連絡を申し上げますから、それでご同意を頂けるかどうかを確認頂くということにしたいと思います。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それから、本日やるべき仕事として、資料2-3「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」と、参考資料3「整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料」となっていますが、整備内容シートへのご意見です。各シート1枚1枚にそれぞれの意見がまとめられていくという形になるようです。

ですから、ここでいろいろのご意見を頂いておりますが、これがまとめられて1つの意見として出ていくということになりますので、恐れ入りますが、委員の方々でまだご意見がある方は、是非早急に出して頂かないといけないということになります。

それから、参考資料3の方は、共通的に全体を通じて環境も含めて問題のあるという事項ですので、参考資料3も是非目を通して頂きたいということです。これを細かくディスカッションする時間がなくなってしまいました。まことに申し訳ありません。

今日ご出席頂いております一般傍聴の方々から、ご意見を頂けたらと思っております。意見書とりまとめ案についてのご意見等を頂けたらとありがたいと思えます。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延です。

私も6月くらいからできるだけ傍聴させて頂いたのですが、皆さまが大変熱心で、この前も毎回徹夜とか2時間しか寝てないとか物すごく熱心におやりになって、それに対しては敬意を表しているのですが、このまま10月29日までに有効な意見として本当にまとめられるだろうか心配します。

しかも、部会は7つあるわけです。7つの部会がうまく整合性がとれていれば、河川管理者の方も聞こうかということになるかもしれませんが、大事なところでうまく方向性が合っていなかったりすれば、今まで2年半にもわたっておやりになったにも関わらず、河川管理者を何も動かすことができないという結果になることを非常に恐れています。

山本委員がいみじくもおっしゃいましたけど、先ほど本多委員がおっしゃいましたように、9月30日にまとめられた意見書素案と非常に重複しているということです。これは私どもが言うことでないのですけれども、中学生的なレベルでもわかりやすいということになりますと、意見書素案の2に環境というのがありますから、そこに不足していれば、今のような総論的なものは入れて頂いて、各論を部会の意見として出して頂く方が非常にわかりやすいと思います。

各部会が地域別部会3つとテーマ別部会4つに分かれています。これらが同時に地域別部会のものと一緒に10月29日を目指していきましたら、信号のない交差点のようなものですから、どちらかが譲って、29日だけを唯一重視されるのではなくて、例えば地域別部会が先にお通り下さいとして、その後でまとめたものを皆さまの環境という視点、或いは利用という視点から、大事なものが抜けていれば、そこで欠落している部分はちゃんと挙げて主張し、弱いと思われるものは補強するというようなやり方でもなさらないと、河川管理者を動かすだけの意見にならないのではないかと、勝手ですが懸念しております。

進め方、まとめ方についても、もう一度検討されるそうなので、できましたら、今のような考えも入れて検討頂けたらと思います。

それから、強調して頂きたいことが2点ほどあります。9月5日に基礎原案が出ましたけれども、34ページに水位というところがあります。ここだけではないのですけれども目立つところを申しますと、5.2.2水位というところで、(3)「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する」という後に、1)2)3)4)5)とあるわけです。3)は「琵琶湖からの放流を補う琵琶湖への流入水量の確保」として、姉川、高時川、丹生ダムとあります。これは水位低下をダムで補うということなのですけれども、私が申したいのは、1)2)3)4)5)というのではなくて、本当に環境・利用部会としてお考えになるのであれば、優先順位をつけて頂きたいということです。要するに、人工的に、或いは構造物で環境に非常に甚大な被害が起こっていることに対して、また構造物でそれを取り除こうという繰り返しが限界に来ているのです。ですからいろいろこういことをやっているのです。

ですから、こういうのはいよいよ最後の最後で、こういう羅列のところについては、できればクレームをつけて頂いて、1つ1つでも、グループでもよいのですけれども、優先順位をつけるような視点で見頂けたらと思います。早くやめろということですから、もっと言いたいことがありますけれども、やめておきます。

宗宮部会長

ありがとうございました。10月17日に運営会議がありまして、できる限り、抜けがないように調整するところは努力いたしたいと思っております。

それでは、他にはどちらかいらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようでしたら、40分か45分も超過してしまいました。まことに申し訳ありませんでしたが、これをもちまして本日の環境・利用部会を閉じさせていただきます。なお、これに引き続いてすぐに作業部会が始まりますので、関連する委員の方々は恐れ入りますが、作業の方をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会第7回環境・利用部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

なお、委員の方で、今日の意見書の作業部会に出席される方は、5分後をめぐりに1階にお集まり下さいますようお願いいたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することを伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。